

会 議 記 録

高松市附属機関等の会議の公開及び委員の公募に関する指針の規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和3年度 第2回高松市自転車等駐車対策協議会
開催日時	令和4年2月1日（火）10時～11時
開催場所	高松市役所13階 大会議室
審議事項	1 第3期高松市自転車等駐車対策総合計画（案）について 2 その他
公開の 区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	公開のため特記なし
出席委員 14人	守田委員、春日川委員、戸城委員、松山委員、香川委員、森澤委員、久保委員、中村委員、藤田委員、宮住委員、阿部委員、川中委員（代理：櫛田様）、曾我部委員、奥村委員（代理：河井様）
傍聴者	0人（定員 2人）
担当課及び 連絡先	都市整備局交通政策課事業係 087-839-2138

審議経過及び審議結果
<p>【開会】</p> <p>都市整備局長（挨拶）</p> <p>事務局 出席委員を紹介後、委員15人中 14人の出席があり、会議が成立することを報告</p> <p>【議事・審議】</p> <p>1 第3期高松市自転車等駐車対策総合計画（案）について</p> <p>事務局 第3期高松市自転車等駐車対策総合計画（案）について事務局から説明</p> <p>会長 今後、計画（案）に修正があった場合については、会長一任としてよいか確認</p> <p style="padding-left: 40px;">全委員からの賛同あり</p> <p>2 その他</p>

【主な質疑・意見等】

1 について

委員) 高松市自転車等の適正な利用に関する条例(以下、高松市条例という。)第4条に自転車等利用者の責務という条項がありますが、香川県自転車の安全利用に関する条例(以下、香川県条例という。)においても、これまで、自転車利用者及び自転車の貸付けを業とする者等は点検や整備をすることとともに、自転車利用者等は、自転車損害保険の加入について努力義務が定められており、令和4年4月1日からは、自転車損害保険の加入が義務化されることになりました。レンタサイクルについては、貸付事業者である高松市も保険への加入が必要になることから、保険に関する内容を本計画(案)に加えてはどうでしょうか。

事務局) 香川県条例の改正は、本市においても情報を把握しており、レンタサイクルの自転車損害保険加入に向けて予算措置の準備を進めています。利用者の皆様には、安心・安全に利用していただけるよう努めたいと思っております。

会長) 保険加入について本計画(案)に盛り込むことは考えられますか。

事務局) 本計画(案)は、自転車等の駐車対策に関する内容となりますので、本計画の中に保険加入を位置付けるものではありませんが、安全に自転車が利用できるよう、ルールやマナー向上に繋がる啓発を続けていきたいと思っております。

2 について

委員) 本計画(案)に沿って駐車対策を進めていただきたいと思いますが、道路上での放置自転車や荷物については、啓発活動の強化とすべく、表現を厳格化するなどの工夫をしてはどうでしょうか。また、自転車等駐車場が増えても、止めやすい場所から埋るため、高齢者や障害を持つ方が後で来た際に停める場所がなく、道路上に停めてしまい、放置自転車になっていると考えられます。誰でも使いやすい自転車等駐車場の整備をお願いしたいと思います。

事務局) 啓発に関しては、一過性ではなく繰り返し諦めずに続けていくことが重要だと思っています。自転車等駐車場内でも同様に考えており、本計画(案)では、施設内の環境整備を行うことで、利用者が秩序を守り、施設の収容能力を最大限発揮できるように努めてまいります。本市においても、ユニバーサルデザインの取組を推進しており、皆様が利用しや

すい環境づくりを目指しておりますが、推進に向けては、本計画（案）にもありますように、鉄道駅周辺自転車等駐車場では鉄道事業者と、中心市街地においては、主に商店街の皆様との連携が重要だと考えておりますので、今後も御協力をお願いしたいと存じます。

副会長) 本計画（案）の体系図に実施主体が記載されており、現在も、各機関において自転車等駐車場の整備に向けて努力しているところです。自転車等駐車場整備については、高松市条例において附置義務として規定されておりますが、中心市街地では、マンション開発などが予定される中、新たに建築される施設のみだけではなく、附置義務が規定される以前の建築物の駐車対策も今後、重要な取組だと考えております。

以上 閉会